

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業のご案内

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親、又は児童が、より良い条件での就業や転職をするために高等学校卒業程度認定試験（以下、「高卒認定試験」）の合格を目指し講座を受講した場合、受講料の一部を支給します。
※受講前に事前相談と講座指定の手続きが必要です。

対象となる方

- 成田市にお住まいの方で次の①②のいずれかに該当する方のうち、③～⑥の要件をすべて満たしている方
- ① 20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父等※
 - ② 母子家庭の母又は父子家庭の父に扶養されている児童
 - ③ 自立に向けた計画を策定すること（事前相談において策定します）
 - ④ 就学経験、就業経験、技能及び資格の取得状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること
 - ⑤ 大学入学資格を取得していないこと
 - ⑥ 過去に本事業による給付金を受給していないこと（成田市以外での受給も含む）

※給付金資格発生日に児童が20歳未満であることが条件となります。
※給付金資格発生日とは、受講修了日及び合格日を指します。

対象講座

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）

給付金の種類・支給額など

- ① **受講開始時給付金**
受講開始時に受講開始のために支払った対象経費の4割を支給。
- ② **受講修了時給付金**
受講修了後に受講のために支払った対象経費の5割から①を引いた金額を支給。
- ③ **合格時給付金**
受講修了日から2年以内に高卒認定試験に全科目合格したときに受講のために支払った対象経費の1割を支給。
※給付金の種類・受講方法によって支給上限金額が変わりますので下記をご覧ください。

給付金種類 \ 受講方法	通 学 又は 通学・通信併用	通 信
①受講開始時給付金	20万円	10万円
②受講修了時給付金	①②を合計して25万円	①②を合計して12万5千円
③合格時給付金	①②③を合計して30万円	①②③を合計して15万円

※①と②の給付金について算定後の金額が4,000円以下になる場合は支給できません。

対象経費

対象となる経費は、入学料や受講料（受講費・教科書代・教材費）及び入学料と受講料にかかる消費税です。それ以外の経費は対象となりませんのでご注意ください。

【対象外経費の例】
高卒認定試験の受験料、講座の補講費用、学債等の将来現金還付が予定されている費用、受講にあたって必須とされない補助教材費用、受講施設が実施する各種行事参加に係る費用、クレジット利用の場合の分割払い手数料（金利）